

(別紙 1)

APEC エンジニア名簿の公開手引き

2021 年 12 月 15 日国際委員会承認

1. 目的

この手引きは、技術士資格に基づいて登録している APEC エンジニアの方の個人データについて、希望者のみ APEC エンジニア名簿（以下「名簿」という）を日本技術士会の所定のサイトに掲示する手順について定める。

2. 沿革

APEC エンジニア調整委員会では 2021 年 6 月の総会において、IEA のサイト内に APEC エンジニア加盟各エコノミーの所定の Web ページへリンクを張り、各エコノミーの対応するページにおいて、登録している APEC エンジニアの名簿を掲載することとした。

リンク元 : <https://www.ieagrements.org/agreements/apec/registered-apec-engineers/>

各エコノミーの APEC エンジニア名簿掲載ページ (我が国は「作業中」表示)

リンク先 : 我が国の(仮)url https://www.engineer.or.jp/c_topics/008/008037.html

3. 日本技術士会の対応

(1) 日本技術士会の英文サイト中に名簿を掲示する。名簿は「ランディングページ」とそこから遷移する「名簿本体」から構成する。

(2) 名簿の url は下記とする。

①ランディングページの url https://www.engineer.or.jp/c_topics/008/008037.html

②名簿本体の url <https://www.engineer.or.jp/apec/apecdb/index.htm>

(3) ランディングページには、名簿閲覧にあたっての注意事項（英文）を表示する。注意事項の内容は別途、国際委員会にて定める。

(4) 名簿本体への掲載は希望者のみとする。名簿本体への書込み、掲載事項の更新は事務局により行う。

(5) 名簿本体への記載項目は下記とし、これらはすべて必須の記載項目とする。

① 氏名 APEC エンジニア登録証に記載の綴りにて掲載し、苗字-名前の順とする。

記入例(YAMADA Haruo)

② APEC エンジニア登録番号

③ 当該 APEC エンジニアの技術分野

④ 当該 APEC エンジニアの有効期限

4. 名簿への掲載を希望する者の申請方法

- (1) 名簿へ掲載を希望する者は、所定の書式にて日本技術士会事務局(以下、「事務局」という)に申請する。
- (2) 事務局は申請に基づき、申請者の APEC エンジニアの登録状況を確認し、掲載の可否を申請者に通知する。
- (3) 掲載申請は原則として毎月月末に締切り、翌月末までに記載し、掲載後に申請者に通知する。
- (4) APEC エンジニアの登録更新を行わずに登録が失効した場合には、当該 APEC エンジニアに関する記載を、事務局が名簿から削除する。
- (5) APEC エンジニアの登録更新が行われた場合には、当該 APEC エンジニアに関する記載を、事務局が更新する。
- (6) 名簿本体への掲載を取りやめる場合は、所定の書式にてその旨事務局に申請し、事務局は名簿本体から当該 APEC エンジニアに関する記載を削除する。
- (7) 上記(1)、(6)に定める手続きに関する書式は、別途、国際委員会にて定める。

以上